

## 私達「防犯設備士」が関わる防犯対策の現状と未来

総合防犯設備士  
福岡県警委嘱 防犯設備アドバイザー  
福岡県警委嘱 安全・安心まちづくりアドバイザー  
NPO 法人福岡県防犯設備士協会 会員  
株式会社サンコー 代表取締役

中山 常雄



私が防犯に関わるようになったきっかけは約20年以上前に探偵業務に携わっていたことから始まります。まだ「探偵業の業務の適正化に関する法律」が施行される前で、誰でも勝手に探偵と名乗れば今日から探偵のような少しいかがわしい探偵の会社も多く存在した頃でしたが、当時は興信所業務も探偵業務も行い、その業務の中で防犯を意識するところが今の活動の原点になります。

現在は建設業としての電気工事業で防犯カメラ設置事業に特化した事業部と介護保険に関わる居宅サービス事業所として福祉用具の貸与や特定福祉用具販売の事業部においては高齢者に関わる防犯活動も行ってあります。



街頭防犯カメラ設置写真



街頭防犯カメラ無線アンテナ設置施工写真

弊社の主な活動地域である福岡県では、福岡市が平成24年度から、また北九州市は平成27年度から町内会や自治会等が設置する街頭防犯カメラに対して補助金制度が開始され、以降通学路や公園等に街頭防犯カメラの設置が加速的に増え、地域住民の防犯意識の高まりや、地域における犯罪の抑止効果に貢献しています。弊社も毎年町内会や自治会からの設置依頼にもとづき施工の提案や防犯対策、設置工事を含め一貫して対応しております。

また県内の他の地域においても、多くの市町村が独自の補助金制度にもとづき防犯カメラ設置の推奨を現在行っておりますので、より効果的な防犯カメラ設置に関するアドバイスを専門家としての視点から行う機会が増えています。

その他、福岡県警から委嘱を受けた「防犯設備アドバイザー」として、地域や民間事業者から具体的な防犯設備の設置等に関して、専門家の立場から助言やご相談のご依頼をお受けしたり、福岡県からの委嘱を受け「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー」としては、民間企業や団体等から防犯に関するセミナーや講演依頼を受け、具体的な防犯診断や、防犯に関する不安に関して個別具体的なアドバイス等行ったりしています。

防犯に関しては、やはり防犯設備の導入に関する助言を求められることが比較的多いのですが、防犯カメラを設置し、防犯用のガラスや錠前等のハード（設備）面での防犯を強化しても、ソフト（当事者意識や管理意識等）面における防犯意識が整っていないと、設備の設置効果は本来の半減どころか1/3程度にしかなりません。

私たち防犯設備アドバイザーは商品や設備の販売、設置がメインではなく、いかに防犯の効果を高めるか、その為の助言や具体的な考え方で含めてト

タルな対応を時代に合わせて求められています。

地域防犯活動では、立正大学教授の小宮信夫先生が推奨する犯罪機会論に基づく考え方が今までの犯罪原因論にかわって一般的になりつつありますが、まだまだ実際には正確にその趣旨や考え方が地域の皆さんに浸透していないのが現状だと思われます。どうしても犯罪原因論の呪縛となる「不審者」に振り回され、何かあれば「不審者」探しが防犯の1丁目1番地となってしまう、「不審者」からいかに犯罪を抑止するかを考えることが防犯のようになりがちです。

しかし、防犯を意識するうえでは犯罪機会論の「犯罪抑止の3要素」から個別適切な防犯の機会を提案し、その選定となったプロセスを理解してもらうことが重要だと考えます。「物理的な要素」と「心理的な要素」に対して抵抗性、領域性、監視性からアプローチする手法ですが、体系的に理解すると「目からうろこ」の防犯対策が可能となります。もちろん犯罪機会論だけで全ての犯罪の動機や実態が解明され、全てのケースにおいて防犯に役立つとはいえませんが、多角的に防犯を考える上では非常に役立つ理論となります。

また、不特定多数の方が出入りする施設(ショッピングモール、病院等)や、外部から比較的の不審者等の進入が行われやすい施設(保育園や幼稚園・学校、障がい者施設等)においては防犯訓練の実施を推奨しています。防災訓練や防犯訓練は、実際何も起きていないことが明白なうえで訓練を行うから、あまり切迫感が無く意味をなさないし参加する社員や職員もただの訓練だからとやる気が起きず意味が無いのでは、という意見もありますが、『たかが訓練』も『されど訓練』です。人間は想定外の出来事が起きた時、大概は足がすくみ、思考停止になって動けない人の方が多いものです。だからこそ訓練が重要になってきます。想定外の出来事で足がすくみ、思考停止になった時に、訓練のことを思い出せば、それをたよりに行動がおこせるのです。よって、防犯訓練は想定外の出来事でパニックになった時の命綱ともいえるでしょう。

特に痴漢やわいせつ行為が行われた時の被害者に対して「なぜその時に声を出さなかったのか。」「なぜ逃げなかったのか。」と非難や疑いの目をむける方もいらっしゃいますが、想定外の出来事にとっさに正しく対応できる人の方が少ないことに対して社会の理解も必要になってくるとともに、痴漢対策やわいせつ行為への対策としての防犯訓練や学校等での教育も今後重要になってくるでしょう。

今年元旦から能登半島地震で多くの方が犠牲になりました。ご家族や大切な方々を亡くされた皆さまへ、謹んでお悔やみを申し上げます。また被害に遭われた皆さまへ、心からのお見舞いを申し上げます。

能登半島地震では東日本大震災後の防災訓練により、珠洲市狼煙地区約50世帯100人(高齢化率が約6割で100歳以上3名)の津波による死者は0名(引用元:中部日本放送より)、珠洲市三崎町の約40世帯90人ほどが暮らす町北部の寺家下出地区も地震後5分以内に高台に避難して全員無事だったとのこと。地区では東日本大震災をきっかけに毎年避難訓練を行っており、住民は「奇跡じゃなくて、訓練が生きた」と振り返っていました。(引用元:時事通信社より)

きっと訓練が無ければ、間違いなく犠牲者が増えていた事例だと思います。その意味からも防災訓練・避難訓練とあわせて防犯訓練も各地域で行うように普及啓発していきたいと思っています。

令和5年版警察白書によると、平成27年以降戦後最少を更新し続けてきた刑法犯の認知件数が、令和4年に20年ぶりに前年を上回っています。特に増加傾向のあるものとして、凶悪犯としては強制性行等の犯罪、知能犯としては詐欺罪、風俗犯としては強制わいせつ罪があげられます。窃盗犯では侵入盗が減少しているにも関わらず、乗り物盗や非侵入盗が大幅な増加で窃盗犯全体の認知件数が前年より上回っている状況です。

私達防犯設備士は、侵入盗に対する対策としての防犯活動や防犯設備に関するアドバイスに比較的多く携わってきていることから考えると、他の犯罪認知件数が増加する中でも侵入盗が減少しているのは、私たちが行政や地縁団体、地域住民と協力した活動の効果による効果も多いと思います。また、それと同時に今後は増加している他の刑法犯に対する防犯の啓発活動を積極的に行い、その犯罪の減少に防犯設備士としてどう関わっていくかが課題となりますが、その対策の一つとして各々の犯罪に特化した「防犯訓練」に今後防犯設備士として積極的に関わっていくようにしたいと考えています。